

西南女学院大学「学生海外留学規程」

(2003年3月24日制定)

改正 2003年12月19日

(趣旨)

- 第1条 この規程は、西南女学院大学学則第33条に基づき、留学に関して必要な事項を定める。
- 2 本学の学生が休学して外国で学修する留学及び国際交流委員会規程に定める海外研修の場合は、この規程を適用しない。

(定義)

- 第2条 この規程において「留学」とは、姉妹校、協定校及び本学が認定した外国の大学等において、学長の許可を得て、授業科目を履修することを目的としたものをいう。
- 2 前項における認定は、大学評議会の議を経て、学長がこれを行う。

(出願資格)

- 第3条 留学を志願できる者は、本学に1年以上在学し、人物・成績とも優秀でかつ学科長の推薦を受けた者とする。

(出願の手続)

- 第4条 留学を志願する者は、原則として第2条に定める大学等(以下「留学先」という。)に留学する6か月前までに、本学が指定する書類を提出し、学長に願い出なければならない。

(留学の許可)

- 第5条 留学の許可は、教育上有益と認められる場合に限り教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(留学期間)

- 第6条 留学期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

(留学終了の手続)

- 第7条 留学生は、留学期間終了後原則として1か月以内に、所定の留学報告書に履修期間及

び成績が明記されている単位修得証明書その他本学が指定する書類を添付し、学長に提出しなければならない。

(留学の取消し及び辞退)

第8条 留学生が留学先においてその資格を取り消されたときは、本学における留学の許可を取り消す。

2 留学生が次の各号の一に該当するときは、本学における留学の許可を取り消す。

- (1) 留学の成果をあげる見込みがなくなったとき
- (2) 留学生として、本学及び留学先の規則に違反したとき
- (3) その他留学生として本分に反する行為があると認められたとき

3 病気その他やむを得ない理由により留学の継続が不可能になった場合、留学生は、所定の留学辞退届にその旨を証明する書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(授業料減免)

第9条 留学生については、本学の学納金（授業料、実験実習料及び施設充実費）を減免することがある。

(雑 則)

第10条 この規程の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。